



あいサポート運動

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

障がいのある方が困っていることなどを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動で、平成21年11月に鳥取県で始まりました。そして、これまでの取組を更に発展させるため、平成29年9月1日から施行された「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）では、「あいサポート運動」を県民全体で取り組むべき運動と位置づけました。

あいサポーターとは

多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば誰でもなることができます。



「あいサポート企業・団体」とは

「あいサポート運動」推進のため、職員を対象とした「あいサポーター研修」に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定しています。

職員を対象にした「あいサポーター研修」を行うと共に、次のような取組をしていただくことで「あいサポート企業・団体」になることができます。

- 「あいサポートバッジ」の着用を職員に推奨
- 「あいサポート運動」の取組を自社広報物、ホームページに掲載

あいサポーター研修内容

- ・あいサポート運動について
運動の目的や趣旨を説明（15分）
- ・障がいについて
理解しましょう
DVDの視聴（50分）
- ・手話ミニ講座
簡単な手話（10分）



鳥根県(H23.3.14)



広島県(H23.12.11)



長野県(H25.7.1)



奈良県(H25.8.6)



埼玉県富士見市及び三芳町(H26.10.16)



山口県(H27.8.9)



埼玉県秩父市及び周辺4町(H27.11.6)



岡山県(H28.1.19)



和歌山県(H28.8.31)



北海道登別市(H28.11.27)



大阪府大阪市(H29.11.10)



京都府長岡京市(H30.5.13)



京都府福知山市(H30.5.30)



埼玉県狭山市(H30.7.3)



北海道苫小牧市(H30.10.23)



大阪府和泉市(H30.11.5)

全国に広がるあいサポートの輪
中国地方全県と
3県9市5町で実施中！



あいサポート企業等認定申請書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

「あいサポート運動」の趣旨に賛同し、あいサポート企業（団体）の認定を申請します。

（ふりがな） 名 称									
住 所	〒								
代表者職氏名	印								
事 業 内 容 （業 種 等）									
従 業 員 等 数	人								
担当者職氏名									
連 絡 先	（電 話）								
	（ファクシミリ）								
	（Eメールアドレス）								
取 組 内 容	取り組む内容に○をつけてください。								
	○	<table border="1"> <tr><td>1. 職員を対象とした「あいサポーター研修」の実施</td></tr> <tr><td>2. 職員を対象とした「あいサポートバッジ」の着用推奨</td></tr> <tr><td>3. 職員にパンフレット「障がいを知り、共に生きる」を読むことの推奨</td></tr> <tr><td>4. 事業所、店舗、社用車等へのステッカーまたはチラシの掲示</td></tr> <tr><td>5. 自社広報物、自社ホームページでの「あいサポート運動」の掲載</td></tr> <tr><td>6. 自社機関誌での、職員の障がい者への取組みの紹介</td></tr> <tr><td>7. 上記1～6を除く各団体の独自の取組みで、あいサポーターの理念の普及促進が図られると認められるもの。 具体的な取組内容</td></tr> </table>		1. 職員を対象とした「あいサポーター研修」の実施	2. 職員を対象とした「あいサポートバッジ」の着用推奨	3. 職員にパンフレット「障がいを知り、共に生きる」を読むことの推奨	4. 事業所、店舗、社用車等へのステッカーまたはチラシの掲示	5. 自社広報物、自社ホームページでの「あいサポート運動」の掲載	6. 自社機関誌での、職員の障がい者への取組みの紹介
1. 職員を対象とした「あいサポーター研修」の実施									
2. 職員を対象とした「あいサポートバッジ」の着用推奨									
3. 職員にパンフレット「障がいを知り、共に生きる」を読むことの推奨									
4. 事業所、店舗、社用車等へのステッカーまたはチラシの掲示									
5. 自社広報物、自社ホームページでの「あいサポート運動」の掲載									
6. 自社機関誌での、職員の障がい者への取組みの紹介									
7. 上記1～6を除く各団体の独自の取組みで、あいサポーターの理念の普及促進が図られると認められるもの。 具体的な取組内容									
物 品 申 込	取組を行うのに必要な物品		※物品については無料です。						
	品 名	個 数	品 名						
	あいサポートバッジ （ピンバッジ）	個	ハンドブック「障がいを知り、共に生きる」（A4版、カラー）						
	ステッカー・大（両面）φ150mm	枚	チラシ（A4版、カラー）						
ステッカー・中（両面）φ100mm	枚								

【あいサポート企業・団体のお申込み、お問合せ先】

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室

〒680-8560 鳥取市東町1丁目220番地

（電話）0857-26-7675

（ファクシミリ）0857-26-8136